

第 47 回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時：平成 24 年 5 月 30 日（水）10：00～12：00

場 所：第 2 水産ビル 3 階 3 G 会議室

出席者：

（委 員）井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、近藤委員、湯浅委員

（事務局）総合政策部地域主権局 石橋地域振興監、渡辺担当局長、阿部参事 他

（渡辺広域連携担当局長）

おはようございます。

定刻となりましたので、第 47 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

私は、4 月の人事異動によりまして広域連携担当局長となりました渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして石橋地域振興監から挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

（石橋地域振興監）

ご紹介に預かりました地域振興監の石橋でございます。

この 3 月まで胆振総合振興局長を 2 年間やっております、3 年ぶりに本庁に戻ってまいりました。今、北海道は、地域に関わる課題が山積している中で、極めて重責なのですけれども、意欲をもって職責を全うしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

会長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を、この道州制特区提案検討委員会にご参加を賜りまして、まずは厚く御礼を申し上げます。

私から今更申すまでもないと思うのですが、道では、地域主権型社会の実現に向けまして、道民の皆様から寄せられました約 400 件に及ぶアイデアを基にしまして、この提案検討委員会の審議・答申をいただきながら道州制特区推進法に基づきまして、これまで国に対して計 5 回にわたって 30 項目を提案してきたところでございます。

その結果としまして、札幌医科大学の定員の変更、あるいは水道法に基づく監督権限の移譲等を受けまして、地域における暮らしの安全・安心の確保などに向けた取組を進めているところでございます。

ご案内のとおり、道州制特区の計画期間が、平成 27 年度までの 4 カ年間延長されるといったことで、先の第 1 回定例道議会で議決をいただきまして、新たな気持ちで今後提案の検討を是非進めていきたいという思いをもってございます。

私は、平成 19 年に計画室長をやっております、そのときに井上先生には計画部会長ということで大変な重責を担っていただき、現在の第 4 次の総合計画を策定しました。その

計画の中でも北海道は、非常に少子高齢化の進行、人口減少、経済も非常に厳しい、そういう中にあると思います。平穏な気候、広大な面積、あるいは豊かな自然環境・地域資源といった北海道の独自性・優位性、そして潜在力をフルに発揮して、自立的な地域づくりを進めていくためのビジョンとしてこの計画をまとめさせていただきました。

その実現に向けましても、道が国からの権限移譲等を求めることができる道州制特区制度を有効に活用していくことが非常に重要な方策の一つと考えております。道としても庁内の提案の検討のための体制も一部、見直しを進めているところであります。今後、次の提案は、第6回になりますけれども、次の提案に向けましてそれぞれの専門の立場を活かした幅広い見識を賜りまして、是非道内の経済の活性化、道民生活の向上、そして北海道の自立的な発展に向けた国からの権限の移譲などについて、是非ご審議をいただきたいと考えております。

そういったことで心よりお願いを申し上げます、簡単ですけれども開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願います。

(渡辺広域連携担当局長)

石橋振興監におきましては、このあと別の用務がございます。大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

また、4月の人事異動で事務局の体制も一新いたしましたのでご紹介させていただきます。主幹の葉袋でございます。

(葉袋主幹)

葉袋でございます。

どうぞよろしく願います。

(渡辺広域連携担当局長)

久々江主査でございます。

(久々江主査)

久々江と申します。

よろしく願います。

(渡辺広域連携担当局長)

武藤主任でございます。

(武藤主任)

武藤です。

どうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺広域連携担当局長)

今後このような新たな体制で道州制特区の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、井上会長よろしくようお願いいたします。

(井上会長)

本日は、12時までということで委員会を開催させていただくことになっております。

お手元に配布されております委員会の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

議事の(1)といいますのは、「庁内提案における継続案件の審議について」ということでございます。それに続きまして、道民の皆様方からいただいておりますアイデア(新規分)の第1次整理ということで、特に環境保全分野に今後議論を移してまいりたいと思います。

更にその後、「分野別の審議について」ということで、何度か議論をしたことがあるのですが、バイオマス関連ということで議論をしていただくというようなことであります。

本日の議題は、主にこの3つということになります。

まず最初の議題としまして継続案件となっております「(1) 庁内提案における継続案件の審議について」ということで、『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』について審議を行いたいと思います。

この庁内の提案は、道庁の内部から上がってきたものとしては、最初の案件だったと理解しております。前期の委員会からの申し送り事項として、道が実施したこれらの資格創設に係るモデル事業の検証結果などを踏まえて、改めて審議を行うとしたところでありまして、本日は、この審議を行うに当たってモデル事業に取り組んできました道の経済部から、その検証結果をご報告いただき、それをもとに、今後、国に特区提案していくべきかどうかの方向性を検討し、できれば当委員会としての結論を出したいと考えております。

委員が替わっておりますし、前委員会からの申し送り事項でございますので、改めて事務局から経緯等に関してご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

地域主権局の阿部でございます。

私の方から検討の経緯等について説明をさせていただきます。

特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設につきましては、資料1ということでお配

りをしてございます。

平成 20 年の 12 月に開催をされました第 26 回の検討委員会におきまして、道の経済部から庁内提案をさせていただいた事項でございます。

その内容につきましては、資料 1 の 1 ページ目の 1、「提案の概要」という欄に記載をさせていただいております。高齢化の進展ですとか、それに伴う健康志向の高まりを踏まえまして、現在は医師の指示により身体、又は精神障害のある方に対してリハビリなどの理学療法・作業療法を行っているという理学療法士・作業療法士に対しまして、北海道知事が認めます専門的な教育を修めることによりまして「特区理学療法士」「特区作業療法士」という新たな資格名を使用することを認めまして、理学療法士・作業療法士のスキルを活かした健常者を対象にした高度な健康サービスを提供しようとするものでございます。

枠の中にイメージ図的なものを書いてございます。下の方には、「現状」とありまして、必要となる専門教育の付与をすることによって、右側、今申し上げましたように健常者を対象にしました高度な健康サービスを提供しようというものでございます。

委員会の中におきましても、これまでの議論の中で地域におけるニーズや事業性の有無などにつきまして慎重な意見もあったということから、2 番に「提案検討委員会での審議状況」と記載をしております。何回か審議を行っていただきまして、第 40 回、平成 22 年 11 月に開催をされた検討委員会におきまして、経済部が実施いたしますモデル事業によって事業性等の検証を行い、その結果をもって、改めまして第 6 回以降の答申に盛り込むか否かを審議することとなっていたものでございます。

引き続き、モデル事業の実施による検証結果につきまして、本日は経済部の中小企業課、尾形担当課長が出席しておりますので、尾形課長からご説明を申し上げます。

(尾形課長：経済部)

経済部中小企業課、金融担当課長の尾形でございます。どうぞよろしくお願いたします。

提案の内容なり、今までの審議結果につきましては、ただ今、地域主権局からご説明がございました。私の方からは、特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設の提案に対しましてモデル事業の実施によりました検証結果についてご説明をさせていただきます。

先程事務局から説明がございましたように、資料 1 の 2 ページ目の 3 に、「委員会での主な意見」と記載をしております。この提案に対しましては、第 32 回の検討委員会におきまして答申に向けて前向きに検討するとしていただきました。委員の皆様から、地域におけるニーズ、事業性があるか不明などのご意見をいただいたところでございます。

そのため第 40 回検討委員会におきまして、事業性等の検証と提案事項の再精査が終了後改めて審議することとされたところでございます。この点につきまして資料 1 の 3 ページ目になりますが、私どもといたしましては、モデル事業を通じた事業性の検証等を行っております。

具体的に申し上げますと、高齢者の健康づくり、「ひざイタ予防」教室の実施、ものづくりや運動指導等の総合的な健康づくり支援サービスの実施、メディカルトレイル可能性調査と試行、高齢者の冬季の健康生活づくりの試行、短期滞在型のヘルスツーリズムビジネスモデルの実施、などのモデル事業を通して事業性の検証、課題の整理を行ったところでございます。

その結果、事業性の課題といたしましては、「健康サービスへのニーズはあるものの、運動指導などの健康サービスの提供だけでは収益的に事業化は困難であると考えられる、健康食の販売や宅配など、複数のサービスを組み合わせ収益を確保していくことが不可欠である。また、事業化に当たっては、専門知識をもった人材のほか、経営の中核となる人材の確保や病院や行政との関係機関との連携が課題となっている。モデル事業終了後は、雇用の確保ができなかったというケースが多かった。」と課題として承知しているところでございます。

次に、検証結果につきましては、「単体の健康サービスだけでは収益的に難しい。専門知識をもった人材だけではなく、経営人材をどう確保するかが課題。病院や行政等の関係機関と連携する仕組みづくりが必要。」という結果となっております。

私どもといたしましては、特区提案をすることで医療スキルを活かした質の高いサービスについて地域の行政機関や関係団体とも連携しながら高齢化や人口減少が進む地域におきましても、持続的な取組として実現させていきたいと考えておりましたが、資料1の2ページ目の4、「事業性等の検証と関係機関の意見について」に記載してございますとおり、ただ今、ご説明申し上げましたモデル事業の検証結果、更には理学療法士会・作業療法士会、厚生労働省の意見などを踏まえまして、総合的に判断した結果、医療スキルを活かした単独の事業性等の可能性につきましては、現時点では難しい状況にあると判断したところでございます。

こうしたことから、これまで熱心にご議論をいただいたところでございますが、特区提案の検討につきましては、一旦終了させていただきたいと考えているところでございます。

なお、健康サービス事業につきましては、今後、更にニーズが高まるものと見込まれますことから、道といたしましては、地域における健康づくりの推進といった面だけではなく、新たなビジネスの創出といった面からも先導モデル事例の発表、あるいは起業に関するセミナーなどを開催いたしまして、地域における起業の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

審議事項の最初でございます「特区理学療法士及び特区作業療法士の資格創設」に関わ

る件につきまして、これまでの議論の経緯、そして最終的に検証事業ということを経済部を中心にしてやるということになっておりましたので、その結果を受けて提案者である経済部の方から説明をいただきました。

ただ今の説明等に関しましてご意見、ご質問等があればお出しただければと思います。よろしく願いいたします。

(菊池委員)

この中でメディカルトレイル可能性調査については、NPO 法人「あうるず」として実験事業をやらせていただきました。

十勝ロングトレイルクラシックという 100 キロ歩く旅に理学療法士の先生、看護師さん 3 名が付いて 3 泊 4 日の旅を一緒にやりました。

然別湖から清水の千年の森まで 100 キロ歩くのです。実感からすれば、(理学療法士は)魔法のような力を持った人ということです。毎日 20 キロ・25 キロ歩いて行くのですが、2 日目の夜になると、歩けない人がたくさん出てくるのです。しかし、10 分・15 分触ってもらくと、次の日はピンピンなのです。やはり、普通のマッサージとは大きく違うのだなと、改めて力を実感しました。

それについて、例えば体の骨格の歪みだとか靴の減り方、詳細なデータを取ることで様々なおもしろいことが分かりました。

一つ、おもしろかったことは、札幌医科大と連携しましたので、帯広の方に関係のある理学療法士の先生がいらっしゃいました。もう一つは、看護師さんたちのネットワークがあって、退職した看護師さんの会があるということなのです。そのときに付いて行っても良いですよと喜んでくれる看護師さんがたくさんいらっしゃって、自分たちも一緒に歩くということがありました。確かに今言われたとおりだと思います。ビジネスモデルとしての検討は、今後もものすごく期待されるが、だからといって(利用者が)それに対してたくさんお金を払うということではない。こちら(モデル事業)のお金があったから僕らもその先生方を呼べましたが、(それがなければ)その分のお金はみられないだろう。

ただ今年度と来年度は、農林水産省がメディカルトレイル、我々の提案に対して一部補助金を付けていただける。メディカルトレイル全部ではないのですが、ロングトレイルクラシックの健康のトレイル、メディカルトレイルという名目を入れました。それで農林水産省と契約を交わすところなのです。そういうようなことで、今日ちょうど、僕は浅間山の辺りにいなければならなかったのですが、日本ロングトレイル推進協議会という日本全国のロングトレイル推進協議会があって、そこの中でのテーマがメディカルトレイルだったのです。それは、北海道の中頓別の院長の先生が、森を歩いて健康になろうというような、それが今日の総会の基調講演だったのです。私は、そこの実行委員をやっているものですから、今日はここにいるので欠席とお伝えしました。そういう意味では、今後すごく期待されるコンテンツであるということは間違いないと思います。

人を育てなければいけないことは間違いないでしょうが、それにお金を払うという状況にはまだない。我々も頑張ってお金を払ってもらえるように（補助金を）要求していこうと思っています。

（井上会長）

ありがとうございました。

その他の方、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

（湯浅委員）

私は、単純に今の菊池さんの話を聞いて、そういうこともあるのかというふうに思ったのです。逆に私は、過疎地に住んでいるというか、田舎に住んでいると、普通の暮らしというか、普通に考えて、確かに今回のモデル事業には間に合わなかったかもしれないけれども、今後高齢化が進み、医療機関に行く手前で予防医学というところもすごく大事になる。そういう中であって、確かにこの理学療法士・作業療法士という言葉に馴染んでいない普通の人にとっては、そういう方たちが健康のために色々なサービスをやってくれます、みてくれますといっても、すぐには行かない、参加できない。お金も払うというところまではいかないと思うのです。

でも、これは将来的に、病院や関係行政機関と連携してこの資格をそれぞれが成長して学んでいって、地域に活かすという取組としては、とても素晴らしいなと思っていたので、今回モデル事業として、事業としては難しいかもしれないけれども、方向性としては実際に病気になった人を治すということではなくて予防のためにやる、作業療法士の方たちが学ぶ場を、資格を取る制度を進めて欲しいなと思いながら聞いていました。

（太田委員）

私は、整形外科に2年間お世話になって、実は午後からリハビリ整形、理学療法士の指導のもとリハビリを行う、現在、理学療法士と近い立場にいる者として申し上げたいのです。

整形外科に行く前は、理学療法士は何をする方か分かりませんでした。国家資格かどうか分かりませんでした。実際、色々とお話をしているうちに、今専門学校でも理学療法士・作業療法士になりたいという方は増えていて、今まで情報処理等をやっていた学校が、理学療法士の学校になり、国家資格が取れた後に、今はまだ札幌市内で就職はできるのですが、来年度くらいの卒業生から札幌市内で理学療法士としての就職はできないというくらい飽和状態になってきています。以前は、医学に興味のある方が取得していたのですが、現在は猫も杓子も状態で、色々なレベルの方が理学療法士の専門学校にいらっしゃっているという状態が増えてきています。彼らが卒業する4年後は、かなり理学療法士の技術に関しては、優れている方、そうではない方、大変幅が広がっていているというのが現

状です。

理学療法士は、ご存じのように国家資格であります。一般的な認識として、例えばスポーツクラブにおられるスポーツなんか士、民間資格とどう違うのか一般の方はご存じない方が多いと思うのです。かなり高度な医学の知識をお持ちで、しかも専門を持つ、例えば膝ですとか手ということで、色々な分野で専門を持っていらっしゃるという大変優れた方たちだということを知ったのです。理学療法の基本は、その専門知識を知っているというよりは、コミュニケーション能力があるかどうか。これで決まるということも大きなところですよ。

理学療法士にとっても、なぜ開業しないのか、私は開業が専門ですので聞いてみますと、柔道整復師と違って開業する許可が下りないからだということを知りました。理学療法士も柔道整復師のように保険診療が認可されて開業できるということになれば、今後地域で理学療法士として開業される方は増えるのではないかと思ったのです。

この議論に参加する機会はなかったのですが、そういう議論の方にいかなかったのかなというところですよ。

今後増えてくるということなのですが、先程も申し上げたように、ご本人の持っているスキルというよりはコミュニケーション能力があるかないかによって理学療法というものはかなり変わってきます。そういった観点からも、是非、今後増えてくる理学療法士の開業については、議論をしていただきたいなかと、この報告書を見て少し残念に思いました。

以上です。

(近藤委員)

作業療法士の部分でいいますと、障害児通園センターとか保育所の部分で関わる場所がありました。障害をもった子にとって椅子の高さやテーブルの高さをその人に合わせるだけで、すごく生活しやすくなったり、そういう部分を見ると、高齢者の冬季の健康生活、冬季だけではなく日常の生活づくりを考えると、筋肉が弱くなり、高齢になっていく人にとってどの手すりの高さが良いか、どういった自助具があると生活しやすくなるかという部分のアドバイスができるのではないかと。それによって快適な生活ができていくのではないかと印象があります。もう少し幅を持てたのではないかと思いました。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他、委員の先生方同士でそれぞれの意見の交換をしていただいてもよろしいかと思えます。

いかがでしょうか。

(河西副会長)

この委員会で問題になっているのは、資料 1 の最初のところ、現状のところ「理学療法・作業療法を医師の指示のもとに行うことを規定」とあります。「医師の指示のもとに」という、ここが問題になっていたのです。そこから考えられる問題としては、一つは今後北海道の中で過疎化した集落、そういったところに必ずしも医師がいるかという、いないような地域も出てくる。そういったところで高齢社会になって、こうした理学療法士等のお世話になる方々がどんどん増えていく。そういった中で医師の指示のもとに行うということが非常に難しくなっていくのではないかと。それで、この医師の指示のもとにというところを特区によって、医師の指示のもとに行わなくてもできるような資格を創設するというようなところ。そもそも、余り創業などの話は、焦点には挙がっていなかったのです。

今、太田委員がおっしゃられたとおり、もしこういうような資格ができて、保険制度も変われば開業等が増えていくことは十分考えられるし、そういう方向もあっても良いと思います。

ただ、保険制度の改正というものは、この委員会では結論を出して、お願いして、それが通るかという、難しいところにあると思います。

一方で、実際に理学療法士でデイサービス等で開業している方というのは徐々に増えてきています。その方々は、知り合いの医師の方に頼んで、患者の診断をしてもらって、あとは理学療法士の方が中心になって色々なリハビリを指導していくというような仕組みになっています。

そうすると、その医師の指示というものを、一番良いのはきちんと医師が頻繁にそのリハビリや何かをやる人たちを診断して適切な指示を与えるということが必要なのかもしれないですけども、実態としてはそこがされていない。そういう問題点もあるのです。

そこを、例えば、前の委員会の中では、インターネットのテレビ回線を使って、それで過疎地でも医師の人が遠隔診断をして、理学療法士の人がそういったリハビリを医師の指示のもとに行う、そういうことが担保できれば、現行法でも可能ではないかというような議論もできると思います。

今回、こういうようなご結論を出されたのでそれは尊重しますが、もう一つ上の段階で医師が遠隔診断をして、そういったリハビリや何かの指示ができるようになる、そうすると、また違った展開が考えられるのではないかと思います。

むしろそういったところに、この委員会として議論をもっとフォーカスすれば良かったなど。これは、自分自身の反省でもあるところです。

ただ、遠隔診断に関しては、なかなかこの委員会の中でも色々な法律や何かがあって難しいというような結論になっていることは確かです。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

(菊池委員)

議論の観点が 2 つくらいあって、私の話は予防の話です。予防の話とリハビリ治療の世界がある。

例えば、湯浅さんがおっしゃられたことで、これから高齢化に向かっていくと、どうやって医師の診療、実は、この時（モデル事業）の先生方はボランティアで、すごく強く言っていたのですが、「治療ではない。」ということをやっていたのです。僕らは、証拠（書類）が必要なので「カルテのようなもの」を書いてもらったのです。「カルテのようなもの」を書いてもらって診断したのです。

例えば、ヘルスツーリズム、少し違う観点になるかもしれませんが、ヘルスツーリズムやエコツーリズム、森林の中を歩く時にもものすごく効果があることは間違いないことは私も確信しています。その時には、主治医はいないわけですから、何か違う観点を宣伝をしたい。全然違う話になりますが、そのようなことがあった時に、この方々（理学療法士・作業療法士）はどういうふうに参加できるのかなということが思ったことです。町立病院の理学療法士が土曜・日曜に、あくまでもボランティアとして、お金は一切受け取りませんということでなければ参加できないとなれば、なかなか参加してくれないだろうということも含めて、予防の世界ではどうしているのかなと。

私は詳しくないので分かりませんが、そのように思いました。

ちょうど我々のツアーの中では、湯浅優子さんの家の前を通って行ったのです。

そのようなことを感じました。

(井上会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

これについて、少なくとも今日の議論の段階で一つの取りまとめをすれば、若干コメントをさせていただきたいと思います。

まず第一に、先程、尾形課長、金融課長とおっしゃいましたか。

聞き違いかなと思ったのですが。

(尾形課長：経済部)

金融担当課長でございます。

(井上会長)

金融担当の課長さんのところでこの案件を扱っておられるのですか。

(尾形課長：経済部)

組織の事情がございまして、私のところで取り扱っているところです。

(井上会長)

それであればここで各委員のおっしゃられたことをどのように受け止めていただければ、将来的にどのように動いていただけるのかということが、私の心の中で揺れ動いているのですが。

これまでの議論の経緯等につきましては、私が一番長くいるのですけれども、河西先生がまとめられたとおりだと思います。実際にボランティアでやる云々のところに私どもが手を付けようというわけではなくて、ここで河西先生がおっしゃったように資料の 1 に何回か出てきておりますけれども、キーワードは、「医師の指示により」ということなのです。

この「医師の指示により」ということを取り払えないものかどうかということで、特に過疎地域等においては、そもそも医療過疎の問題があって、医師不足の問題があるわけです。近くに医者がない。そこに理学療法士・作業療法士の人がいても、結局、機能しないということ。

ただ、地方は医療過疎ですから、お年寄りがたくさん住んでおられて、そしてその方々が、病名を出して良いのか分かりませんが、リウマチとか、そうなってくると、ますます運動不足になる。

北海道の特性として、なかなか冬の雪の中で外に出にくくなるということがあって、北海道の特性に基づく特区提案に馴染むのではないかとということで議論が始まったと思っております。

それについて、菊池委員も触れられましたけれども、確か札幌医大を中心にしながら、これについての実証実験を行うということでした。

私の権限では、これまでの議論を覆すわけにはいかないのです。少なくともこれを見ていただいて、積極的だとか慎重という話の中に事業性ということが出てくる。要するに、事業性と権限移譲と規制緩和というものが、この特区のところで議論する骨子になるわけです。

事業性があるかどうかはともかくとして、やりたい人がいるのであれば、それはやれば良いのではないかという考え方もないわけではない。ただ、これまでの議論の中で事業性云々ということで、今日も担当課長の方から説明があったのは、そういったものも踏まえた形でのモデル事業の結果ということで、結論の部分を見ておりましたが、事業性がないのではないかとということである。多分、経済部がこれを所掌されているということは、結局こういったものを通じて新しいビジネスをとるところを後押しされるということから出てきている。保健福祉部から出てきていたら、また違うのかもしれないけれども、こういうことだったのかなと理解いたします。

いずれにしても、第 4 回提案の俎上に上がってきて、第 5 回にあって、ここは第 6 回を

議論しているのです、提案者が提案を引っ込めますと言われているので、そのご意思を尊重する必要があるのだらうと思います。そのようにすることについての特段強い反対は無かったのです、そのように（提案を取り下げること了解する）せざるを得ないと思うのです。

とにかく、遠隔治療、北海道の中でも特に旭川医大等々を中心としてインターネットを通じた手術、これは北海道内を飛び越えて中国とやるというような話になっていますので、こういう時代なので新しい文明の力というものを頭の中に入れて、何らかの形で問題としてあることは事実ですから、そこの部分が解消するような方向で経済部に限らず道庁内部、特に保健福祉部で、真摯にここで出てきたご意見を受け止めていただいて、議論がこれで終わりとしないうにしていきたいと思いますと思っております。

議事録に残るのであまり変なことは言えないのですが、多分もっと大きな理由もあったのだらうと私は推測するわけです。これまでも、私はすんなりいくものだと思っていたら、どうも事情はそうではなかったということがあるので、ここは一つ、きちんとした今のフレームワーク（枠組み）を崩していくということは大変だけれども、道民の皆様方の視点に立って、これからこの問題をきちんと扱っていただきたいということを委員会として、強く、切にお願いしたいと思っております。

実際に理学療法士の人たちからストレートに上がってきているのだったら話は違うのです。必ずしもそうではなくて、経済部が一生懸命、何とかビジネスに繋げることで、健康食品もそうでしたけれども、何とかならないかとやられて、これも保健福祉部の仕事ではないかというようなことまでここで議論したことがあるのです。

是非、担当課長さん、道庁内部の中で、特に保健福祉部も含めて、この問題については、（機会があれば別な角度から）今の収益性だけではなくて、もっと安心で安全な地域づくりのために議論を深めていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

そういうことで一旦終了ということで、機会があれば別な角度から、道民提案というのは、委員一人一人も道民ですから、道庁の人も道民ですが、この問題を認識された上で提案していただければと思っております。

では、「(2) 道民アイディア（新規分）の第1次整理について」ということで、環境保全分野となっておりますけれども、新規の道民アイディア 46 件の提案状況を中心に事務局からご報告お願いたします。

（事務局）

それでは、議題の 2 番目の説明をさせていただきます。

再確認で恐縮でございます。1 次整理という言葉を使わせていただいております。前回の委員会でもご説明をさせていただいたのですが、参考資料 1 ということで、再度お配りをさせていただいております。恐縮ですが、こちらのほうを再確認の意味でご覧をいただきたいというふうに思います。

検討の進め方というところで、まず第1段階として、「第1次整理」ということで、ここで特区提案として検討すべきものか、あるいは馴染まないものかという区分をするということで「第1次整理」という言葉使いをしております。今回ですと、議題の2番目にある部分がこれでございます。

2番目に「分野別に審議」と書いてございます。提案の適否ですとか可能性等を検討するという段階が「分野別審議」という言葉を使わせていただいております。この部分が今回ですと、議題の3番目ということで、再確認ということでご説明をさせていただきました。

それでは、資料2-1につきましてご説明をさせていただきます。

新規の道民アイデアにつきましては、資料2-1でございますけれども、平成21年4月から現在までに46件の提案が事務局に寄せられていることはこれまでもご説明させていただきました。

それを分野別に分類をいたしまして、一覧表に整理したものが資料2-1の1ページ目の一覧表になってございます。

このうち関係分野のところを太枠で囲っております。環境保全のことについて、前回の委員会での審議を踏まえまして、今回、1次整理の対象ということで審議をお願いしたいというものでございます。

これにつきましては、後程資料2-2のほうで詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

2ページ目以降につきましては、46件の提案、道に寄せられましたアイデアの概要を、個表の形でまとめた資料でございます。

この資料は、提案者からの提案内容をまとめた資料でございますので、メリット・デメリットなどについては、後程、具体的に資料2-2の方で、審議対象の部分についてご説明をさせていただきます。環境保全分野以外の部分につきましては、まだ十分にメリット・デメリットの精査というところまで詰めた資料にはなってございませんので、ご留意をお願いしたいと考えてございます。

本日は、環境保全分野の審議ということでお願いをするわけです。今後、順次分野別に審議を進めていくということになります。その際に資料2-2につきましては、分野別審議の段階でメリット・デメリット表の形でお示しをしたいと考えてございます。

本日は、資料2-1の内容につきましては、個別の説明ということは致しませんけれども、今後それぞれ分野別審議をするまでの間、道民から寄せられましたアイデアの概要と言いますか、全体像として、このようなアイデアがきていることを把握していただくための資料にさせていただきたいということでお付けした資料でございます。

資料2-1につきましては、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に関しまして何かご意見、ご質問はございますでしょうか。テクニカルなことでたくさん上がってきている、特に道民の皆様から上がってきているものを一つ一つ整理していくということ。その中には、参考資料 1 に説明がありましたように、特区提案に馴染まないもの、あるいは、その中には現行法規で既にできることになっているというようなものが、意見として上がってくる場合がありますので、そういったこと。

あるいは、パスポートの発行を道庁の権限でやるというわけにはいきません。こういうようなことで、こういったものを除く作業等をして、特区提案として検討するものだけを残していくという作業が第 1 次整理ということ。

それで、残ったものを今度は分野別に審議をするということになっております。

それでは、よろしければ 46 件の新規道民提案のうち、本日は環境保全分野の 5 件について第 1 次整理を行いたいと思います。

第 1 次整理ですが、説明しましたように、道民提案が答申に向けた分野別審議により検討をさらに深めていくべき案件なのか、あるいは、現行法令等で対応が可能なのか、そういったことを中心に第 1 次整理を行うことにいたします。

まず、事務局が整理案を作成しておりますので、それらを叩き台としてご審議をいただきたいというふうに思います。

では、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、資料 2-2 をご覧いただきたいと思います。

「道民アイディアの実現手法等に関する整理一覧表」、いわゆるメリ・デメ表と呼んでいるものでございます。

まず、資料のつくりの話から申し上げますと、実は従来 1 次整理を行う際には、1 次整理で区分する場合に、「特区提案として検討すべきもの」と「特区提案によらなくても対応可能」ということで整理をしておりました。

資料でも、従来は初めから分けておまして、「特区提案によらなくても対応可能」というものにつきましては、比較的簡単な様式にして理由だけ整理をするという形にしておりましたけれども、今後は、1 次整理段階からもう少し丁寧にやっていく必要があるのかなということ、今回資料の様式自体を見直しまして、両方を兼ねる様式で整理をするという形にさせていただいております。

「特区提案によらなくても対応可能」というものについても、基本的に事実関係の整理、メリット・デメリットというものを整理しつつ、右上の方に「対応方向」という欄がございますが、こちらの欄で分野別審議の方に進んでいくもの、1 次整理段階で終了するものを、○印を付けてどちらかの区分をしていきたいという様式でございます。

1 次整理の方に○印の付いたものにつきましては、1 次整理をする理由ということで、下の方に①から④ということで理由を記載するという様式です。

この表の上の方に注釈を付けてございますけれども、理由の①は「国の専掌事項」、②は「現行法令で対応可能」、③は「現行施策の推進で対応可能」、④は「その他」ということで、この区分自体は、従来からの理由の区分と同じでございます。それを 1 枚の様式の中で分かるように整理をしたという様式に、今回工夫をしたところでございます。

最初に、細分類 4501F という番号が付いております「有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和」関係につきましてご説明をいたします。

「概要」でございますけれども、エゾシカによる農林業被害の防止・抑制のためということで、効果的な捕獲を実施するために市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、①安全の確保を前提に夜間発砲の禁止を緩和する。②としまして、消音装置付きの銃の所持の禁止を緩和するということにはどうか、という提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄をご覧いただきたいと思います。その 3 つ目の○印、道では、平成 23 年に効果的な捕獲ができるようにということで、安全性が確保できるという条件の下に、消音器付き銃を使用した夜間捕獲を可能とするといった規制緩和について国に要望している状況となっております。

実際にどのような要望内容かということは、参考資料 2 ということでお付けをしております。こちらの参考資料につきましては、後程ご覧をいただければと思います。

これは、毎年度、国に政策ですとか予算の関係につきまして提案、色々な分野に渡りかたりの本数を要望するのですけれども、その中の一本として要望しているという内容となっております。

資料 2-2 に戻っていただきまして、「事実関係等の整理」の欄の 4 つ目の○印、この要望をすることにつきまして、警察庁の方から消音器装着による有効性についてのデータを求められておまして、現在道の担当部で準備中・作業中ということでございます。

警察庁は、データの結果を検討しまして、改正の有無、必要なものを検討するとしております。

下の方に関係法令を書いております。鳥獣保護法の第 38 条第 1 項では、日の出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならないという現在の法律になっております。

その下に、いわゆる銃刀法がございまして、その第 4 条第 1 項で、その 2 行目からですけれども、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとなっております。ですから、どこに権限があるかという、既に都道府県にあるという形となっております。

第 5 条第 3 項では、都道府県公安委員会は、構造等が政令で定める基準に適合しない銃砲については許可をしてならないと規定をされておまして、その具体的な内容は、その下の銃刀法の施行令第 9 条第 2 項ということです。下から 3 行目のところですが、その構造、または機能が次に掲げる要件に適合することとするということで、構造の一部として内閣府令で定める消音装置がないこと、これに適合しなければならないという形になって

ございます。

右側の「実現した場合に考えられるメリット・デメリット」の欄でございます。メリットとしましては、夜行性で日没後に多く餌を求めて集まる傾向があることから、捕獲効率が向上するといったようなメリット、あるいは、消音器の使用によりまして、逃亡させずに群れをまとめて捕獲することが可能となるといったメリットがある一方で、デメリットといたしましては、夜間においては、発砲において人間に危害が生じる可能性がある、それから、消音器付き銃を使用した場合、万が一近くに人がいた場合に危険を察知できないということでございます。

これにつきましては、右側の上のほう、「1次整理」という欄に○印を付けさせていただいております。その理由につきましては、「④その他」という区分にさせていただいております。その理由につきましては、その下に書いてございますように、警察庁において、現在、有効性に関するデータの結果を検討して、改正の必要性の有無を検討することとしていること、道としては、引き続き国に対して規制緩和を要望していく方針ということから、④という区分にさせていただいております。

先程も申し上げましたけれども、今後、国に提案していく場合に、国から道への権限移譲というものを基本に検討していかなければならないと考えてございますけれども、そういった観点から考えますと、現在、許可権限は、都道府県にあるという状況になろうかと思っております。

5本まとめて説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧くださいと思います。

2ページ目は、「捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除」ということです。

「概要」でございますけれども、鳥獣の捕獲に従事し、捕獲実績のあるハンターにつきましては、捕獲実績があることを市町村長が証明すること等によりまして、猟銃の所持許可の更新時の技能講習を免除したらどうかという提案でございます。

右側の「事実関係等の整理」の欄の3つ目の○印で、提案をされた方の趣旨を補足しております。ご存じのようにエゾシカの個体数増による農林業被害が深刻化している一方で、ハンターの減少・高齢化が進んでいる状況があり、銃刀法改正によりまして猟銃所持許可の更新における射撃技能講習修了の義務化ということがございます。ハンターにとっては、これは時間的、あるいは経済的に負担を伴うものとなっているということで、この許可の更新を断念するハンターの増加も予想され、今後ハンターの確保が困難になる事態も危惧されるのではないかと、というのが提案の趣旨でございます。

1番目の○印に戻っていただきまして、「事実関係等の整理」といたしましては、平成20年に銃刀法が改正され、技能講習制度が新設されております。それまで猟銃使用による事故等が毎年発生をしているということで、基本的な操作、射撃技能が低下しているために発生したと考えられるということがございまして、このような事故の防止を図るため、下

から3行目のところですが、3年に一度猟銃の操作及び射撃技能が身に付いているかを確認するために導入をされたものでございます。

4つ目の○印、「鳥獣被害防止特措法の一部改正」というところでございます。平成24年3月31日付けで一部改正が公布されておまして、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員、これは市町村ごとに置くことができるとなっておりますが、実質的に鳥獣の駆除にあたるハンターの方については、当分の間、それ以外の鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす方につきましても、平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外するという項目が盛り込まれたという状況でございます。

法の施行は、公布の日から起算して6ヵ月を超えない範囲となっております。詳細は今後になるということでございます。今回の提案内容については、措置をされる方向と考えられるということでございます。

下の方には、関係法令を書いてございます。銃刀法の第5条の5第1項で「都道府県公安委員会は、許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする」ということです。これも、どこに権限があるかという観点でいきますと、都道府県にあるという状況となっております。

「メリット・デメリット」の欄でございます。メリットとしましては、更新時の技能講習を免除することによって、ハンターの時間的・経済的な負担が軽減され、将来における有害鳥獣駆除の従事者の確保に資するということがある。一方では、デメリットとしては、事故の増加ということが懸念されまして、人の生命・身体に重大な危害を及ぼす事故が発生するおそれもあるということでございます。

これにつきましては、「対応方向」としては、「1次整理」の欄に○印を付けております。「②現行法令で対応可能」ということで、先程説明しました、24年3月の鳥獣被害防止特措法の一部改正により、実質的に道民提案が実現する見通しになっていることから、1次整理のところには○印を付けさせていただいております。

4ページ目をご覧くださいと思います。

エゾシカ関連の3本目になります。「森林管理局職員等によるエゾシカ駆除」ということで、「概要」の欄です。国有林において森林管理署等の職員が狩猟免許を取得し、職務としてエゾシカの駆除を行ったら良いのではないかとという提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄でございます。最初の○印、職務としてエゾシカの駆除を行うことについては、鳥獣保護法第39条の知事の免許を受けることで実施が可能であるということで、これも権限は知事にあるということになっております。

2つ目の○印ですが、実際に九州の森林管理署では、職員が狩猟免許を受け、シカの捕獲作業を実施しているという例もございます。

4つ目の○印、道内におきましては、農業被害のほうが大きく、森林への影響については比較的小さいということもありまして、今のところは九州の森林管理局のような取組は実施されてこなかったということでございますけれども、現在は北海道森林管理局におきま

しても、エゾシカ駆除の方策について検討中ということでございます。

5つ目の○印、エゾシカ対策協議会というところで、様々な機関が構成員として入っておりますけれども、道としてはそういったところや団体と連携しましてエゾシカ対策を総合的に進めているということでございます。

「メリット・デメリット」の欄です。メリットとしましては、国の職員が職務として捕獲をするということで、個体数調整が図られて、農林業被害が軽減されるというメリットが考えられるということでございます。

「対応方向」につきましては、「1次整理」に○印を付けさせていただきました。その理由につきましては、「②現行法令で対応可能」ということで、先程ご説明しましたように、職務として鳥獣の捕獲を行うことは、知事の免許を受けることで現在の法律の中で実施可能ということでございます。

それから、5ページ目につきましては、今エゾシカ関連で3本提案を説明させていただきましたけれども、これまでのエゾシカに関する過去の類似提案ということで載せております。これまでこのような提案があり、いずれも現行法で対応可能ということで整理をしたという経過があるということです。参考にしていただければということで5ページ目に記載をさせていただいております。

続きまして、6ページ目をご覧くださいと思います。バイオエタノールの関係でございます。「バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置」ということです。「概要」につきましては、バイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となるてん菜や小麦などの買い取り価格に格差をつけずに、農業者の生産意欲を損なわない支援措置を講じて欲しいという提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄の3つ目の○印に、「提案の趣旨」ということで提案者の方の趣旨を補足しております。てん菜の買い取り価格を保障しております国内産糖交付金制度というものがございます。これにつきましては、参考資料3をお付けしております。こちらの方をご覧くださいと思います。

こちらは、独立行政法人農畜産業振興機構というところがございまして、そのホームページに掲載されているものでございます。「砂糖の価格調整制度の概要」をイメージ的に簡略にまとめている資料でございます。ここの4つ目の枠の中に記載されてございますが、価格の安い輸入粗糖等から調整金を徴収いたしまして、それを財源としてさとうきびの生産者やてん菜糖などの製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図っているという制度でございます。

その下に、「砂糖に係る制度の基本的な考え方」ということで、安い輸入糖から調整金を徴収しまして、それを右側の国内産糖の方に調整金支出ということで充てて、それにさらに国庫支出でも負担をして内外価格差の解消を図っているということです。

更に一段下のイメージ図でございます。精製糖企業等からの調整金が農畜産業振興機構の方にいきまして、農畜産業振興機構が国庫納付金ということで国に納めて、それが交付

金という形でてん菜の生産者の方に交付をされるというような制度があるということでございます。

先程のバイオエタノールの表に戻っていただきたいと思います。6 ページ目でございます。この交付金制度では、トン当たり 15,000 円で買い取られるということなのですけれども、国内での砂糖生産量が 64 万トンを超える部分については、トン 4,000 円にしかならないということで、バイオエタノール原料のてん菜については交付金の対象外でございまして、この買い取り価格が、生産コストのトン当たり 9,000 円を下回っている状況だということでございます。てん菜は、輪作体系の中で重要な作物ということでございますが、栽培に手間がかかることから、交付金の対象外では農家の生産意欲を損ないまして、作付されないことが懸念をされることから、生産コストのトン当たり 9,000 円を上回る買い取り価格になればという考えだということでございます。

以前に生産量が 64 万トンを上回って、てん菜が安い価格で買い取られたことがありまして、翌年生産が減少したということがあり、市町村では、てん菜生産のために独自に財政支援をしているところもあるといったようなところが提案の趣旨の補足でございます。

「事実関係等の整理」の欄の上の○印です。事実関係についてご説明します。バイオエタノール製造工場の原料といいますのは、バイオエタノール用の原料ということで生産をしているものではなくて、てん菜については、製糖業者が全量を買取り、糖液に精製をされた量のうち、道内の基準量 64 万トンを超える量、これが交付金対象外となるわけですが、それを原料として利用している形となっております。

21 年度以降は、64 万トンを超える交付金外となる糖液は生産されていない状況になっているということでございます。

2 つ目の○印です。小麦につきましては、農産物として出荷された小麦のうち、規格外の小麦を原料ということで入札により取得し、原料として利用しているものであるということで、生産者段階でみますと、農産物として生産・出荷された価格で取引をされている。バイオエタノール用原料として価格に格差が生じているものではないということでございます。

このページの下に※印で書いております。この提案でございますけれども、平成 20 年度以前の生産状況を踏まえた提案と考えておきまして、21 年度以降、先程申し上げましたけれども、64 万トンの基準量に達せず、年々減少をしているという状況でございます。

バイオエタノールを製造しております清水工場が 21 年度から稼働して以降につきましては、てん菜は利用されていないということでございます。

このため、バイオエタノール原料としてのてん菜の支援というこの提案につきましては、現在は状況が若干変わっているのかなと考えてございます。

これにつきましては「対応方向」としては、「1 次整理」の欄に○印を付けさせていただいております。その理由につきましては、「④その他」ということでございます。

バイオエタノール原料というのは、食料と競合しない農作物を使用することが前提とな

っているということをごさいます。このため食料としてのてん菜とバイオ原料となるてん菜は、区別をする必要があるということで、砂糖の価格調整制度の拡充をということにつきましては、困難ではないかと考えております。

2つ目の○印ですが、先程も申し上げましたけれども、交付金の対象となります64万トンの基準量を、実際大きく下回っているというような状況にごさいます。

てん菜は、輪作作物として重要だということで、食料自給率の向上に寄与することが期待をされているという状況にごさいます。非食用のバイオ燃料のてん菜の生産を支援する制度の措置を求めることは難しいのかなということで考えております。

若干補足をいたしますと、国から道への権限移譲というような観点で考えますと、そういった権限移譲という案件ではないのかなと考えております。

7ページから10ページにつきましては、今、バイオの関係について説明をさせていただきましたけれども、こちらの方は過去の類似提案の概要、いずれも一旦終了という扱いになってございますけれども、その時点と状況が変わっているということもありますので、その部分も組み入れて今回修正をさせていただいております。

見づらいかもしれませんが、ゴシック体で書いている部分が今時点で追加なり修正になった部分にごさいます。こちらの方は、今回と同じ提案というものはないわけでごさいますけれども、類似の提案ということで参考にしていただければということで付けております。

それから、環境保全分野の最後、11ページ目になります。これにつきましては、「全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修」ということです。概要でごさいますけれども、建築基準法の権限移譲、あるいは学校施設の整備に関する指針にごさいますけれども、それを権限移譲により全国一律の現行の基準を見直して、道内の学校をエコ改修するということです。具体的に言いますと、窓を小さくして暖房費の節約を図ったらどうかという提案でごさいます。

「事実関係等の整理」の欄にごさいます。1つ目の○印、建築基準法では、自然採光が人間にもたらす効果等を勘案して、自然採光を確保するということが求められております。

具体的に言いますと、2つ目の○印、学校の教室の場合につきましては、通常教室面積の5分の1となっております。病院ですとか住宅に求められるものについては7分の1ということで、それよりも大きく求められている、ということになっております。告示第1800号というものが国から出されておまして、照明設備を設置する場合は、住宅等と同様に7分の1まで低減することが可能となっております。

関係法令のところは、建築基準法第28条第1項では、下から3行目ですけれども、住宅にあっては7分の1以上、その他の建築物にあっては5分の1から10分の1までの間において政令で定める割合以上としなければならないということで、これを受けて下の建築基準法施行令第19条第3項ですけれども、居室の種類ということで、「(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校」の教室については5分の1ということになっております。

先程の一番下のところの建設省の告示第 1800 号というところでは、第 1 第一号のロというところですが、当該教室または保育室の床面積の 7 分の 1 以上ということで、照明設備を設置した場合には 7 分の 1 までにすることができるという形となっております。

「メリット・デメリット」の欄でございます。メリットとしましては、窓を小さくすることで教室の断熱効果の向上による冬期間の暖房費の削減によりまして CO2 削減効果ということで、地球温暖化防止への貢献が期待できる一方で、デメリットとしましては、教室の開口部の割合を下げるということで、逆に照明による室内の明るさを確保しなければならないということがございますので、その分電気使用量の増加につながりますので、CO2 の削減効果が相殺される部分があるということでございます。

「対応方向」につきましては、「1 次整理」ということで、理由としましては、現行法令で対応可能ということで、床面積の 7 分の 1 まで低減することは可能であることから②と整理をしたところでございます。

資料 2-2 の説明につきましては、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、環境分野の 5 件につきましては、いずれも第 1 次整理をして、一旦この場での検討は終了するというところでございましたけれども、この事務局案についてご意見・ご質問等があればお出しいただきたいと思っておりますし、その是非についてご意見等を賜ればと思います。

ご意見をいただく前に一点だけ、第 1 次整理をして、永遠に葬り去るということではなくて、従来から私どもは、それを一旦本棚に仕舞うということで、いつでも必要なときには、それを持ち出してくるということで、今日以降の議論の中では、そういう可能性があるものもあるかもしれません。整理をするということは、これで我々の議論の俎上から完全に、永遠に消えて無くなるということではありませんので、その点をご理解いただきたいと思っております。

5 件を事務局で整理してもらって、一応第 1 次整理という形で本棚に納めるということの提案についてご意見等がおありでしたらお出しいただきたいと思っております。

(河西副会長)

今回の全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修、結論としては、非常に妥当だとは思いますが、もし提案者の方が全国一律の現行基準を見直すというところで終わっていたらどうなのでしょう。

というのは、自分たちの地域にある学校について、なぜ国が事細かく基準を決めるのか。そこが問題であって、道内のこうした小学校・中学校・高校、そういった学校の建物を道

民が自ら、このような建物で学んで欲しい、このような建物の方が教育環境としては良いのではないか、そういうことを決めるのが自治であり、道民主権というようなところに繋がると思います。

今回の提案、エコ改修ということで、窓の部分に限っていえば、このとおり開口部分に関して7分の1まで低減することが可能であるということで対応は良いのですが、その上にある建築基準法自体の公共施設等に関する細かい規制、それを道に権限移譲してもらって、そして道民の意見を聞きながら決めていく、そういう方向で残せないかなと思った次第です。

以上です。

(太田委員)

エゾシカとエコ住宅のことに、資料のまとめ方について今後検討していただきたいと思います。

私どもは、メリット・デメリットのところで良いのか悪いのかという判断をすると思うのです。

例えば、エゾシカの場合、4501F におけるメリット・デメリットで、今までの被害ですとか、被害の総額が出ていますが、これが緩和されることによって、何頭を撃つてどのくらい被害額が減るのか、これが認可になった場合どうなるのかという数字的なデータがないと、やるべきかどうかという判断は難しいと思ったことが一点。

もう一点、エゾシカで申し上げると、2501F ですが、ハンターの経済的な負担が軽減されて、従事者の確保になるというのですが、今何人おられて、更新をやらないかもしれないという方が何%、何人いて、その理由は本当にそうなのかという事実の裏付けがない。例えば、ハンターが100人いて（更新を諦める方が）1人であれば、この法令を変える大きな理由にはならないと思いますので、そういった裏付けが欲しいなと思いました。

バイオエタノールに関して、私は、まだ2回目なので、この委員会のことを理解していないかもしれませんが、この審議会は、一道民として、この審議がされることにより道民として幸せになるかどうかという判断をするべきだと思っているのです。

特に地域の産業に関しては、今までのようにイベント的な産業興し、つまりどこかの特定の団体や特定の企業が大きなお金を持ってくることによって短期的に雇用が生まれるというようなイベント的な産業興しではなく、サステナビリティ、持続可能な、地域の人による地域の情報の流れる地域の雇用だと思っていますので、このバイオエタノールは、どう考えましても、イベント的な産業興しのように見えて仕方がありませんでした。

今回、1次整理ということで議論はされないということなのですが、他の案件を拝見しましても、そういうイベント的な産業興し案件がたくさんあると思いますので、こういった場合には、継続可能なのか、その地域にとって継続可能な産業で、10年後、20年後、100年後、北海道にとって、住んでいる方にとってどうなのかという検証の資料がいただけれ

ば、今後判断材料になるかなと思いました。

以上です。

(菊池委員)

エゾシカ、2501Fです。これの関連法令のところに、(都道府県公安委員会は)管轄区域内に住所を有する者で現に第4条第1項第1号云々ということで、その人たち(許可を受けて猟銃を所持している者)に講習をしなければいけないとあります。

詳しくは分からないのですが、例えば、エゾシカ駆除ツアーのようなものがあります。東京の方がこちらにきてエゾシカを駆除する。その場合は、どのような対応になっているのでしょうか。

おそらく、この管轄内なので、東京にいる人も北海道知事の許可を受けなければだめなのかと思うのですが、実際は、結構(ツアーを)やられていますよね。

中標津空港で、全部の空港のツアーの代金調査というものを平成15年頃やったことがあるのです。中標津だけ抜群に高かったのです。ツアー単価平均で30万円を超える高額なツアーがありました。他の空港での調査ではシーズンオフということもあり25,000円程度のツアーも見当たりました。それは、実はエゾシカ駆除ガイドとエゾシカ駆除ツアーというようなツアーが組み合わさっていたからなのです。

本州から来るハンターからは、大型の哺乳類を撃てる地域は北海道くらいしかないというような声を聞いたのですが、北海道で発砲する許可なのか、持っている許可を大阪府知事から受けているのか、当時は理解していませんでした。

今のような話を含めて、この件に関しては、銃刀法の所持とは違う観点での検討が必要ではないかと思いました。ハンターが減少している中で、道外から参入の方々の駆除へ参加する機会が増えることは北海道にとって好都合なことだと思います。

バイオエタノールに関して言うと、国内で砂糖の原料を作っているのは南のサトウキビと北海道のてん菜です。海外から糖蜜を輸入しているメーカーが国内の砂糖に対して調整金を払って、さらにユーザーの入札で北海道のビート糖に負けるという馬鹿な話があるかというコメントが新聞紙上に載ったことがあります。

ただ、バイオエタノールに関して相当な誤解があって、食品と競合しないと言われても、今の耕作放棄地の面積率をご存じでしょうか。

ドイツでも、数%の耕作を管理する、要するに、今でいう減反政策のような、そこに菜種やビートを植えているのです。それで人の口に入らずにエネルギーとして現存しているので、エネルギー政策が加速しているわけです。減反政策のお金をもらって、そこで作物を作っても良いわけです。

食糧と競合しないバイオエタノール政策と、食品とバイオエタノールが競合しているといわれていますが、穀物投資による価格上昇や耕作放棄などさらに大きな問題があり、一方的な情報であるということです。

それは、なぜかという、こういう講演をしたら切りがないのですが、その点でバイオエタノールに関する意識を少し変えていただかなければいけないということと、それに対する周辺情報を同時に提供しないといけないのかなと思いました。

ただし、価格の支援措置というものは（道州制特区提案には）馴染まないのかなと思います。

例えば皆様、輸入作物が減少になって、農家のビートが3分の1になりました。それで十勝の農業はやっていけるのでしょうか。それは、自由化の結果であるということで良いのでしょうか。

その時に、こういうような話が出てくる。エネルギーをどうやって供給するか。農地をいつでも農地として提供できるように草ボウボウにしないで農地として保全する。今の本州の稲のようにならないためには、もしかしたらこういうことが将来必要かもしれないというような情報を少しだけ話しておきました。

（事務局）

今、3名の委員の方からご発言がありまして、全体的確に答えられるわけではないのですが（お答えいたします）。

まず、河西副会長からありました建築基準法のそもそもの権限を北海道で独自にやったらどうかということにつきましては、理論上、そういうことも可能かと思います。

その場合に、この提案に限らず、建築基準法全体の枠組みを、建築基準法で建築に対する色々な基準がございまして、それは安全性の確保などのために定められているものを、今度は道で独自に決めるということになりますので、非常に大きな話になってきます。理屈上は可能かと思いますが、すぐそこをどうするかということは、なかなか道としても非常に大きな覚悟、それなりに体制も必要ですし、非常に大きな話ということで受け止めさせていただきました。

それから、太田委員からの、エゾシカのハンターの部分での裏付けにつきましては、消音器付きの銃のことについて言えば、警察庁からデータを求められている中で、今そのところを道としても準備をしているということです。

そういったことについては、また明らかになった段階でご説明をさせていただきたいと思います。

バイオエタノールの関係で、産業の関係で持続可能なものが必要ではないかというご発言がございました。

これは、議題の3番目にも関係してくるのですが、バイオエタノールにつきましては、ここに載せております案件に限定をしますと、1次整理にならざるを得ないのかなと考えております。また、バイオエタノールの分野につきましては、今後これはこれとして議論を深めていくことが前回の委員会でも方向性としてございましたので、今回、分野別で議題の3番目なり、次回以降につきましてもそういったバイオエタノールの部分について

では、議論を深めていくことを考えています。その中で、先程言われましたことにつきましても、資料なりを整理して議論をいただくことになるのかなと考えております。

エゾシカの捕獲ツアーの話は、事実関係を確認してございませんので、次回の委員会で事実関係を確認してご説明をさせていただきたいと思っております。

(事務局)

基本は、猟銃の所持というのは、それぞれの住んでいらっしゃる都道府県の公安委員会で許可をして、実際に狩猟をする手続きは、北海道でやるならば北海道知事に手続きを(する)ということです。

(菊池委員)

そうすると、向こうから来る人は、面倒ではないですか。

(事務局)

面倒だとは思いますが。

(菊池委員)

でも、すごく人気があると聞いています。

(事務局)

ツアーで組んでいらっしゃるの、その手続きの部分とビジネスとでしょうか。

(菊池委員)

この話は、結構聞きますよ。

ほぼ、今の状況だと違法のようです。逆に、それで事故が出たという話もない。聞かない。

(井上会長)

事故は出ているのではないですか。

(菊池委員)

そのツアーの人たちね。

(事務局)

誰が撃ったかわからない。

(井上会長)

犯人は捕まらないわけです。

(河西副会長)

今の話に付随して、参考資料 2 のところに、狩猟登録者数の推移というのがあります。登録者数全体も減りつつある。その中で道内・道外者の比率というのを見てみると、両方とも減っているような状況で、今の菊池委員のお話というのは、そういうようなツアーをできるようにすれば、もしかしたら道外者の狩猟者登録者が増える可能性があるということですか。

(菊池委員)

私が中標津空港で聞き取ったところによると、登録していない人が多いはずなのです。1ヵ月まるまるやりましたので正しいと思うのです。

ただ、これの実態がわからない。今おっしゃられたように、もしかするとそういうようなビジネスがあって、それが何かの形で、3年間に1回彼らは約束を守って（免許取得のために）北海道に来ているとすれば、それは面倒なことだろうなと思ったのが一つ。

大阪府から来るのであれば大阪府の許可とこちらの知事の許可と 2 ついるのかもしれない。そういうようなものはこちらの方で、簡単にいうとハンター特区のような形になってエゾシカを撃ちやすい状況をつくる、ということであれば、今のようないく年かには 1 回のこちらの許可か、もしくは、ここにあるように向こうの人たちの実績でやるか、こちらでも撃てるようにするか、こちらで撃った実績で来年も撃てるようにするか、町村役場に申請するようにするか、そういう違う方法があるかもしれないなどこれを読んでいて思ったのです。

それは、前の 15 年の調査である程度聞き取りのデータは残っていると思いますので、中標津空港は間違いなと思います。

(事務局)

実態として道外から来られているハンターの方が、おそらくは、狩猟の手続きは東京都は出せませんので、こちらの振興局などで予め取って来られていると思います。その辺は関係部の方で準備していませんので（次回説明いたします）。

(河西副会長)

おもしろいですよね。

そこをビジネスにして。

(近藤委員)

エゾシカのご事情は全然詳しくないのですけれども、何ヵ月前のテレビで、多分 HBC の番組だったと思うのですけれども、道の取組を見ていたのです。エゾシカを駆除して、それを食に繋げていくということをやっていたかと思うのです。

道外の有名なシェフがその肉を取引されていて、でも実際札幌では一部のスーパーにしは置いていないというような企画だったと思うのです。その部分が、命をいただく食として取引されて、食として経済が生まれていけば、ハンターの経済的なメリットがあってということのかなと思ひながら、そうすることによって安全性を確保しながらやってくれるのが一番望ましいのではないかと思ひながら、あのテレビは道の企画だったのかなと思ひていたのですが。どうだったのだろうと思ひながら聞いていました。

(事務局)

道では、エゾシカにつきましては、駆除だけではなくて、今おっしゃられましたように、エゾシカ肉を料理として利用していくという取組を進めておりまして、道内の色々な飲食店でエゾシカを使った料理を広めていくというような取組をしているところです。

(太田委員)

エゾシカの件に関しては、今、農業被害があるのでハンターを減らさず農業被害を減らすためのエゾシカ駆除という議論の提案だったと思うのです。今のお話であれば別視点で話を進めるべきだと思ひたのですが、そういうことなのでしょう、どうなのでしょう、ということが一点。

先程の産業興しの話ですが、私が申し上げたのは、特定の団体か企業が利益を得て、そこがイベント的な、短期的な収益をあげて、それによって雇用がイベント的に生まれるのは良くないという話を申し上げたのです。

それによって雇用が生まれるか生まれないかという数字というのは、申し上げた中では求めておりませんで、その事業が持続可能な事業で、地域の方たちが持続的な雇用や、物が回ったり、人が流れるという、地域で産業が回るのかどうかというところの視点が大事なので、他の今後検討させていただく案件でも、イベント的な産業興しでは、結論として、道民は幸せにならないのではないかと申し上げたのであって、雇用が出るか出ないかという視点ではないということをお知らせいたします。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

貴重な意見であるには違いないのですが、話があまり拡散しても良くないので、この辺りで少し原点に戻させていただければと思ひます。

事務局がストレートに答えて良かったのかどうかは、ここで議論しなければいけないの

かどうかわかりませんが、事務局からもいくつか出てきました疑問点、あるいは要望について答えてもらいました。

その後、何に戻るかというと、今日のところの議案、5本の環境分野の新規案件がありました。例えば、建築基準法云々のところというのは、確かにおっしゃるとおりだけれども、事務局で答えたように、それを今度特区提案として上げていく場合には、具体的な個別の要望として上げていかなければならないので、そういうような取っ掛かりがあれば今後取り上げていきたいと思います。

それはあるけれども、この5件、一部は、菊池委員の質問に対しては、事務局が次回に答えると言っておりましたけれども、この5件について第1次整理で良いかどうかということ、改めて聞きたいと思います。

これを修正する必要があるのだったら修正するというので、具体的にご意見等を賜って修正するという作業をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

第1次整理ということで、一旦本棚に仕舞うということよろしいでしょうか。

(「よろしいです。」の声)

ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それ以外のところで、もう少し具体的な数字をという話が出た部分、費用対効果でどうするのが良いのかということがあったり、警察庁にデータの結果を検討し云々というところもあるのだけれども、できるだけ委員皆様の要望に応えるようにしてください。

致命的な部分というのがあって、かつて、今も問題になっているけれども、空港整備等に関連して、道で(空港を)一元管理した方が良いのではないかという時には、各空港別の収支が無いというようなことがあった。無いと議論ができないので、(国に対して)出せと言うことが何度もありました。やはり本質的な議論を深めるという意味では、道でも今後お考えいただきたいと思います。

議事の(3)バイオのところの分野別審議は、何分くらいで説明は終わりますか。

概要を言うだけで、要するに、その後個別の特区提案については次回以降ということになりますので、時間の範囲内に収まるように説明していただきましょうか。

今までのやり方を少し変えつつある。今日変えるとか、私を変えているわけではなくて、前期委員会では、委員全員で道民の皆様のアイデアを個別に検討していたのだけれども、かなりの案件、振興監も言われましたけれども、400件だとか、かなりの案件が溜まってきている。それをもう一度引き出しから少しずつ出してきて束ねれば、もっと別な形が見えてくるのではないかとということで、何回かこれまで議論がされてきたので、そういう方向を追求する。その中で、特に話題になったのは、菊池委員がご専門ですけれども、バイオ、あるいはバイオマスの部分について道の施策、あるいは政策課題というようなこともありますので、そういった北海道の発展、あまりここは入れていなかったのですが、そういうところも念頭に置きながら、今後、バイオマス関連の案件を整理して、そして束ねて、全

体として特区提案に結び付けていこうという趣旨であります。

では、説明をしてもらうということによろしいでしょうか。

(事務局)

では、議題3につきましてご説明をさせていただきます。

バイオマス関連の分野別審議の今日は1回目ということでございますので、バイオマス関連の道政における位置付け等についてご説明を、資料3に基づき行いたいと思います。

今後、分野別審議というものは、今日1回では当然終わりませんので、更に今後分野別審議を進めるための、今日は入口部分についてのご説明ということでご理解をいただきたいと思います。

できるだけ手短にご説明をします。

まずは、資料3の1ページ目でございます。道政における位置付けということで、北海道では新・北海道総合計画という道の基本方向を総合的に示す計画というものがございませぬ。その関係部分を抜粋した資料でございます。

計画期間は、平成20年度から概ね10年間となっております、1ページ目は、新・北海道総合計画の概要ということで、2ページ目につきましても引き続き概要なのですが、一列目の左側で、「政策展開の基本方向」というものが第3章にあります。ここでは、各分野ごとに政策について記述をしている5つの分野がございませぬ。この中で（バイオマス関連施策が）どのあたりに位置付けられているかということの後程ご説明します。

右側は、「地域づくりの基本方向」ということで、これは第4章で各連携地域、6つの地域というものを設定しております。例えば、十勝連携地域につきましては、「バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業の創出」といったようなところが位置付けられているという資料でございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。先程申し上げました第3章、ここで各分野ごとに政策展開の基本方向を位置付けているわけです。5つの柱のうち、左側、最初の柱、「強みと可能性を生かした力強い経済・産業」という、いわば経済面での柱立ての部分の上から2つ目、「厚みのある地域経済の形成」という中に位置付けられておまして、さらに右側に小柱がいくつか立っておりますけれども、2つ目の柱の中の最後、「循環と協働を基本とする地域経済の構築」といった辺りに一つは位置付けられております。経済面での観点ということです。

それから、政策の柱の3つ目、「人と自然がともに生きる環境のフロントランナー」ということで、これは環境分野ということでご理解をいただきたいと思います。その柱の2つ目と3つ目、「環境への負担が少ない持続可能な社会の構築」、「環境と調和したエネルギー対策の推進」ということで、上の方は環境面での基本的な位置付け、それから、エネルギー対策という面での位置付けがされているということで、右側の小柱でいきますと、アンダーラインが見づらくて恐縮ですけれども、「北海道らしい循環型社会の形成」、その下

の、「新エネルギーの導入と省エネルギー対策の推進」といった辺りに位置付けられています。

4 ページ目をご覧いただきたいと思います。

4 ページ目につきましては、具体的に、今 5 つの柱で、経済面での柱という中での具体的な記述につきまして、4 ページ目の右上、アンダーラインを引いた部分でございます。「本道に豊富に存在するバイオマス資源を活用し、産学官が連携した製造技術の開発や実用化に向けた実証事業の推進などにより、安全・安心な食料供給などへの影響も考慮しながら、バイオエタノールなどの輸送用エコ燃料の製造・供給拠点の形成に向けた取組を進めます。」ということで、ここは経済面での位置付けがこのような形でされております。

5 ページ目をご覧いただきたいと思います。

5 ページ目の左側、「北海道らしい循環型社会の形成」ということで、環境面での位置付けになりますが、下から 2 つ目、「バイオマスの利活用の推進」ということで、「北海道に豊富に存在するバイオマスの利活用を促進するため、バイオマス単体の利活用のほか、家畜ふん尿、生ごみの複合的利用など地域の特性に応じた取組を進めます。」といったような位置付け、あるいは、右側では、右上の方になりますが、新エネルギーの導入という部分では、上から 2 つ目の○印、「木質ペレットなどバイオマスの利活用や太陽光、風力などの導入を促進します。」という新エネルギーへの観点ということで、大きく分けますと道政上 3 つくらいは観点で位置付けられているのかなというところでございます。

続きましては、6 ページ目をご覧いただきたいと思います。

バイオマスの利活用に関する主な特定分野別計画ということで、先程の総合計画の方向に沿いまして、各分野ごとにそれぞれ色々な分野別の計画というものがございまして、主なところを私どものほうで抜粋をしております。

経済面ということでは、北海道環境産業振興戦略というものが 24 年 3 月に策定をされております。その中で、「第 4 章 戦略展開」という中で、新エネルギーの分野で「バイオエタノールの製造技術などの開発、あるいはバイオマスの性質と地域の特性に応じたバイオマスプラントの広域的活用を促進する。」といったような記述。あるいは、「戦略 2」としては、「バイオマスの安定確保に向けた課題を踏まえて、地域で活動を進めている協議会等と協力し、ネットワークづくりを進める。」などというような表現。

あるいは、その次の北海道環境基本計画というところでは、環境面での分野別計画ですが、20 年 3 月に策定されているものでございますけれども、「施策の展開」という中で、(1) のアとして、「地球温暖化対策の推進」では、このような記述がされております。また (2) としまして、「北海道らしい循環型社会の形成」ということで「バイオマスの利活用の推進」ということで何点か記述をされております。

7 ページ目にいきまして、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画ということで、これは省エネルギーの促進とか新エネルギーの開発という観点での分野別計画ですが、これも 24 年 3 月に策定をされてございまして、第 6 章・第 7 章・第 8 章の辺りで関連産業の振

興といったところで分野別計画でも位置付けているということです。

この3つの計画につきましては、参考資料の4ということで概要版をお付けしておりますので、後程ご覧をいただければと思います。

この他、ほっかいどう産業振興ビジョン、循環型社会形成推進基本計画など、様々な計画に位置付けられておりますけれども、主なものということで私どもで抜粋して記載をさせていただきます。

8ページ目をご覧いただきたいと思います。実際にどのような施策を行っているかということで、平成24年度重点政策ということで、道の方で色々な分野での今年度の重点的な取組の政策を発表しております。

その中で真ん中よりやや下のほうの四角で囲っている部分ですけれども、「重点的に取り組む政策」ということで、「優位性を活かした先進的社会モデルの創造」ということで、このところが環境等の位置付けになるわけでございます。

具体的にいきますと、例えば、10ページ目をご覧いただきます。10ページ目の真ん中よりやや上のところで◎印がついておりますけれども、「バイオ燃料地産地消プロジェクト推進事業費」といったような事業。あるいは、下の「バイオ燃料利活用普及促進事業費」といったような事業を今年度行っている。それから、11ページ目にいきますと、真ん中辺りに、「3R 推進費」というようなことで、こういった政策も行っているということで、以上が主な概要でございます。

先程ご説明をしましたが、今後、分野別審議を進めていただくに当たりまして、権限移譲として検討していくというための今日は入口部分ということで、道の政策の概要についてご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

新しい委員の先生方は、今のテーマの取り上げ方には、違和感はないかもしれません。元々は、道民の皆様から上がってくる提案というものを軸にしながら、それを一本一本議論していくということが、私どもが取ってきた長い間のスタンスなのです。ですから、先程の理学療法士などもそうですが、ああいう形での道からの提案というものは、基本的に受け付けないというか、まずもって道民の皆様からのご意見を先に、ご提案を先にということでやってきました。

ただ、提案そのものがかなり減ってきている部分と、道が施策を進めていく上で色々な形で障害になっているものもあるだろう。権限移譲をしてもらわなければならないもの、権限移譲を要求するもの、さらに規制の緩和を求めるようなものもあるので、そういったものは各部というよりも、既にこういう形で、ほっかいどう未来創造プラン、色々なところに織り込まれておりますので、そこのところからかいつまんできて、もう一度道民の皆

様の意見を再整理しながら、基本的な道のグランドデザインを実現するために、この道州制特区提案検討委員会で取り上げていこうとなったので、こういう形になっています。元々は、こういう形ではなくて道民の皆様方の意見を一つ一つ進めさせていただいたのだけでも、今後そういうふうにしたいと思いますので、ご理解のほどをお願いいたします。

当分は、バイオマスということで、委員の皆様それぞれご関心があるかもしれませんが、菊池委員がその部分のスペシャリストということで議論を整理して、そして目的に繋げるようにしたいと思います。

(菊池委員)

私のほうから資料をお出しするということは。

(井上会長)

構いません。

(菊池委員)

結構、農水省なども含めた提案の中で、北海道庁にバイオマス振興局の設置を提案した経過があります。2年ほど前だったのですけれども、結構うまくまとまっていると思うのです。実際はできていないのですけれども、こんな感じでやると良いですよという話を2年ほど前にして、結構わかりやすいペーパーを作っているのです、よろしければ。

(井上会長)

そのようにさせてください。

このような形で議論が、今日も各委員の皆様から積極的に、時間がなくて申し訳なかったけれども、ご発言いただいたことで、暫く振りに従前よりは活気のある議論だったのかなと思います。

ただここは、最終的には、道州制特区提案ですから、この観点は、よくご理解のうえで出していただければと思います。

一点だけ確認なのですが、資料というものは、委員には事前に配っておられますか。

(事務局)

一週間程前に。

(井上会長)

わかりました。

(太田委員)

2回目なので、まだ分かっていないところがあるのです。

基本的に特区提案を道として出す、出そうというスタンスなのか、出さなくて良いというスタンスなのか。それとも、一道民として判断すれば、判断して結果を考えれば良いのか。この委員会は、出す気満々なのかというところが分からないのですが、議論をする場と考えればよろしいのですか。

(井上会長)

違います。

議論をしなければいけないけれども、最終的に、今回は第6回目の提案に向けて会議を進め始めましたということも冒頭に振興監も言われたと思います。

これは、今まで第5回までの提案というものを答申としてまとめて、その答申は知事にこの委員会から出す。そして、その答申は、今度は、パブリックコメントにより道民の皆様から意見を聞きます。そしてそれと、ある部分並行してでも良いのだけれども、道議会でこれが審議されます。そしてその上で、国に提出する。国に持っていくと、なかなか結論を出してくれなくて、1年くらいかかるのです。かつては、私どもは夜中まで議論をしたこともあって、練り上げて持って行って、そして半年くらいのうちにまた持っていくと、要するに、どんどん持ってくるなというふうに言われたので、そこそこ時期を考えながら、特に予算措置に係わるものを予算の間にポンと持ってきたって、手当も何もできないだろうということになるので、それ以降はだいたい1年に1回答申としてまとめるようなことになっています。

ですから、中には道民の皆様から、おかしいのではないかというような意見も途中の段階で、色々なコメントがきます。これはここで必要に応じて議論はいたします。

ですから私たちは積極的にやっているし、やりたいと思っている。ただ、どうも周りの方が政権交代云々のところ、あるいは省庁も色々な形での行革等の中で十分に対応できなくなっているのが実態だと思うのです。

我々は個別に省庁の動きや、国会議員の考え方などを、かつては頻繁に聞きに行っていたのです。でも今は、そうではない。

それ以上になると失言になりますので、そういうことで。

我々も、だんだん出口が狭められてくると、意気消沈するようなことが時々ある。だから、(委員改選後)1回目の会議の時には、知事に来て挨拶してもらわないと引き締まっていきませんということで、時々スケジュールを無理して来てもらったこともあるのです。

だから、一生懸命やっていきましょう。

どんどん上げれば良いと思います。

本当にたくさんの不自由(規制)があるのです。これは、委員の皆様からのご提案も当然良いわけです。

ただ、価値観の伴うものというのは、非常にサステイナブル（持続可能な）という観点からという話だと、価値観が伴ってくると議論が先に進まなくなることも往々にしてあります。一番典型的な例は、カジノです。委員会でカジノをやろうとなっても、しばらく経ってみると、お子さんをお持ちの方から考えると、イケイケどんどんではいけないだろうということで、基本的には各提案者、4つ5つあるのだけれども、地域の振興で、みんな大きなグループで提案されてくるのです。参考人で呼びましたけれども、例えば商工会議所。特にモラルの問題だとか犯罪という問題で、私たちのところでそこにメスを入れるわけにはいかないの、市議会で、商工会議所提案で市議会を通してきてください、そうすると私たちのところは、価値観をもって良いとか悪いというよりも、壁にぶつかれば道民から上がってきた提案だからということ優先事項にして、要するに規制をしないで知事に提案します。

知事は、答申を受けて、道民提案を受け、議会で議決されれば、それはその話であるので、我々は上げていきますよというのが基本的なスタンスだったけれども、結局カジノは、市議会に上がらなかったのです。

だから我々としては、市議会を通すということで住民の合意を得てきてくださいと言ったのですが、形式的にそれが無い。多分そういうようなことは多々あると思います。

それはそれで、恐れなくて議論の俎上に乗せていった方が良いと思うのです。（議会の）先生方と同じように我々は道民の皆様を代表して議論しているわけですから、そういうことでやっていきましょう。

次回の話をお願いします。

（事務局）

議題4としておりますけれども、次回48回についてでございます。

事務局といたしましては、7月中旬から下旬くらいに開催をお願いしたいと考えております。後日、別途日程を各委員に確認させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議題につきましては、引き続きバイオマス関連の分野別審議などについて審議をお願いしたいと考えているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

（井上会長）

では、以上をもちまして閉会にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

時間が超過して誠に申し訳ありません。いつものことながら私のしゃべり過ぎでした。

ご苦労さまでした。